

東日本大震災に係る寄附金（義援金）の支出について

- 東日本大震災に係る寄附金（義援金）の支出に当たっては、理事会、評議員会の承認を得るなど、法人の定款及び経理規程等に基づき、適切に支出してください。
- 寄附金（義援金）を支出された際は、適宜、その内容を本府所管窓口（介護・福祉事業課又は各保健所）まで、電子メール、ファクシミリ等により報告願います。
報告の様式は任意ですが、寄附の目的、金額、受入れ団体、財源、支出日等を記入してください。
- 寄附金（義援金）の支出の内容や手続については、指導監査等の確認事項となりますので、法人の定款や経理規程等に基づき適切に支出されたことが分かる書類を備えておいてください。
- 今回の厚生労働省からの通知は、特別養護老人ホーム等及び保育所に関するものとなっています。他の種別の施設等に係る寄附金については、国から連絡があり次第、お知らせします。
なお、寄附金の支出に関して疑義がある場合は、事前に御相談ください。